

熊本県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により令和4年（2022年）6月2日から7月20日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	高木健次
同	増永慎一郎

1 監査対象機関

部局名	機関名
県央広域本部	税務部、農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）
企画振興部	博物館ネットワークセンター
土木部	市房ダム管理所、氷川ダム管理所

2 監査対象年度 令和3年度（2021年度）

3 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
県央 広域本部	県央 広域本部 (税務部)	<p>(個人情報の取扱いについて)</p> <p>個人情報の漏えい事案が2件発生している。</p> <p>(1)滞納者に係る給与照会の際、DV等支援対象者であるか否かの確認をせず、その方の住所が記載された文書を第三者に送付した。</p> <p>(2)A氏の自動車税口座振替納税通知書の返戻処理において、氏名のよみがな及び生年月日が同一であるB氏へ再発送し、A氏の税額、銀行、支店、口座番号の一部等が漏えいした。</p> <p>熊本県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理を行うこと。</p>
	宇城 地域振興局	<p>(河川敷占用料の債権管理について)</p> <p>河川敷占用料の未収金について、的確な債権管理がなされておらず、徴収対策が十分でないものがある。</p> <p>未収金について、的確な債権管理を行うとともに、本庁所管課とも連携のうえ未収金の解消に努めること。</p>
	上益城 地域振興局	<p>(特殊勤務手当について)</p> <p>感染症防疫作業手当について、支給対象者に年度内に支給していないものがある。</p> <p>東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
県南 広域本部	県南 広域本部 (八代 地域振興局)	<p>(債権差押取立金の誤納入について)</p> <p>債権差押取立金について、完納しているにもかかわらず差押解除通知を行わなかったことから、誤納入させているものがある。</p> <p>適正な滞納処分の実施に努めること。</p>
		<p>(源泉所得税未徴収に係る不納付加算税等の支払について)</p> <p>業務委託契約に基づき支払った委託料について、所得税の源泉徴収を要するところ、これがなされず、源泉徴収義務者として県が不納付加算税及び延滞税を支出している。</p> <p>源泉徴収に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。</p>

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
県南 広域本部	県南 広域本部 (八代 地域振興局)	(委託料の支払遅延について) 原子爆弾被爆者等健康診断業務委託料について、支払 手続が遅れ、延滞損害金が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図 り、支払漏れの防止に努めること。
	球磨 地域振興局	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発 生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規 違反に対する効果的な防止策を講じること。
		(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事 故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故 に対する効果的な防止策を講じること。
天草 広域本部	天草 広域本部 (天草 地域振興局)	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発 生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規 違反に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。